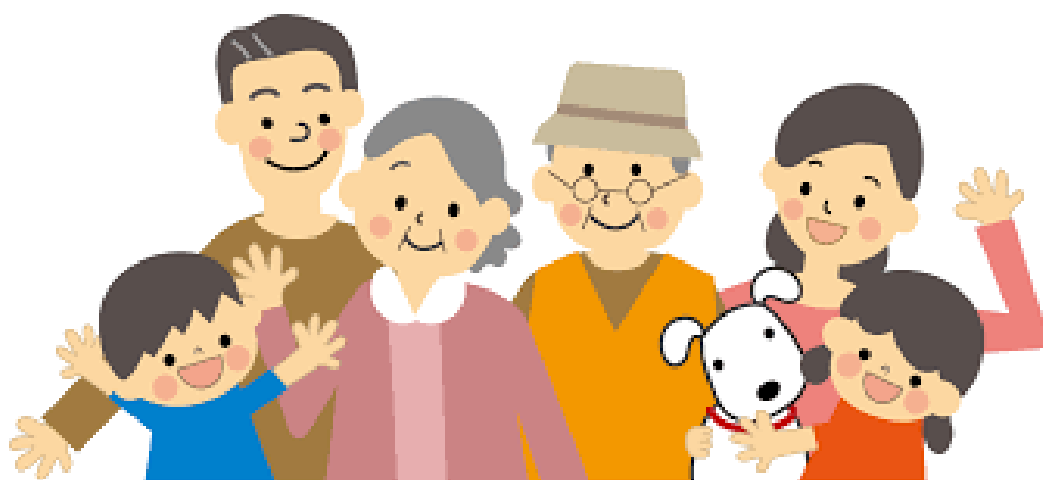


小美玉市 子育てガイドブック



ともに育てともに支えあいながら
喜びと夢に満ちた、心豊かな次世代を育てよう

もくじ

妊娠・出産

お子さんの健やかな成長のために	・・・・・・・・ 1
健康・発達が心配なときに	・・・・・・・・ 3

健康・保健

健康診査・相談・教室	・・・・・・・・ 5
お子さんが急病のときに	・・・・・・・・ 6
誤飲のときに	・・・・・・・・ 6
医療機関の照会	・・・・・・・・ 6

各種手当と支援制度

各種医療費支給制度	・・・・・・・・ 8
各種手当	・・・・・・・・ 9
障がいのあるお子さんへの手当	・・・・・・・・ 12
障がいのあるお子さんへの支援	・・・・・・・・ 13
児童生徒の就学支援	・・・・・・・・ 15

子どもを預ける・子どもの居場所

市内幼稚園	・・・・・・・・ 16
保育園の利用	・・・・・・・・ 16
市内保育園・市内認定こども園	・・・・・・・・ 17
市内保育施設位置図	・・・・・・・・ 18
放課後の子どもの居場所	・・・・・・・・ 19

子育て応援情報

いばらき子育て家庭優待制度「いばらきKids Club」カード	・・・・・・・・ 21
小美玉市子育て応援企業登録制度	・・・・・・・・ 21
交通事故に備えていますか？	・・・・・・・・ 22
子育て広場	・・・・・・・・ 22
出産・子育て情報アプリ・子育て情報サイト	・・・・・・・・ 23
みんな集まれ!各種団体・施設の紹介	・・・・・・・・ 23

子育てに関する相談窓口

一人で悩まず気軽に相談を	・・・・・・・・ 29
障がいのあるお子さんの相談	・・・・・・・・ 30
ひとり親家庭の相談	・・・・・・・・ 31
児童虐待について	・・・・・・・・ 31

◆ 妊娠・出産 ◆

◆お子さんの健やかな成長のために

○母子健康手帳の交付

医療機関を受診し出産予定日がわかりましたら、早めに妊娠届出をして母子健康手帳を受け取りましょう。

◆交付場所…子育て世代包括支援センター（四季健康館内）

◆持ち物…出産予定日がわかるもの・マイナンバーカードまたは通知カード・申請者の身分証明書・保険証・印鑑・通帳

*交付時、妊娠・出産をサポートするため、全ての妊婦さんを対象に必ず専門職が面接を行います。（伴走型相談支援）

○マタニティマーク

妊産婦さんへの思いやりをマークにしたものです。

母子健康手帳交付時にキーホルダーをお渡ししています。



○妊婦・産婦健康診査

母子健康手帳の交付時にお渡ししている「母子健康手帳別冊（受診票綴り）」をご利用ください。妊娠中・産後、週数に応じた健診料の一部助成を受けることができます。

転入の方・県外医療機関で妊婦健診を希望される方は各保健センターで手続きが必要です。

お問合せ 子育て世代包括支援センター（四季健康館内） ☎0299-48-2220

○ハローベビー教室

妊婦さんご家族のための教室です。安心して赤ちゃんの誕生の日を迎えられるよう、パパ・ママ一緒にご参加ください。

これからパパ・ママになる皆さんの交流・情報交換の機会としても役立ちます。

◆内容…妊娠・出産・育児のお話など妊娠編・育児編の2コース

◆申込…電話またはメールで開催日3日前までに各会場にお申込ください。

会場・申込・お問合せ

四季健康館

☎0299-48-0221

小川保健相談センター

☎0299-58-1411

玉里保健福祉センター

☎0299-48-1111 内線3310・3311

○出生届

赤ちゃんが生まれたら、生まれた日を含めて14日以内に出生届を提出する必要があります。本庁市民課または小川総合支所・玉里総合支所の総合窓口課へ届け出ください。出生届出時に児童手当・マル福の手続きも行います。

また、出生届時に窓口へ必ず母子健康手帳別冊内にある黄色の「出生連絡票」を提出してください。

○新生児聴覚検査

母子健康手帳の交付時にお渡ししている「母子健康手帳別冊（受診票綴り）」をご利用ください。検査は出産した医療機関で概ね生後2日～退院までの間に実施します。

お問合せ 子育て世代包括支援センター（四季健康館内） ☎0299-48-2220

○赤ちゃん訪問

生後4か月までの赤ちゃんのいるすべてのお宅に、保健師または助産師が事前に電話で連絡し、赤ちゃん訪問にお伺いいたします。

市外で出生届出をされた方は、四季健康館・小川保健相談センター・玉里保健福祉センターのいずれかへ「出生連絡票」を提出してください。

お問合せ 四季健康館 ☎0299-48-0221
小川保健相談センター ☎0299-58-1411
玉里保健福祉センター ☎0299-48-1111 内線3310・3311

○産後ケア事業

お母さんの育児不安の軽減のため、医療機関や助産師等による心身のケアやサポートが受けられます。

申請は出産後から可能です。各保健センターで手続きしてください。

お問合せ 子育て世代包括支援センター（四季健康館内） ☎0299-48-2220

○予防接種予診票綴り

予防接種は生後2か月からスタートします。接種時に必要な予診票（小美玉市予防接種予診票綴り）は、出生届出時に本庁市民課または小川総合支所・玉里総合支所の総合窓口係でお渡しします。

市外で出生届を出された方や、転入の方は四季健康館・小川保健相談センター・玉里保健福祉センターでお渡しします。母子健康手帳をお持ちの上、下記問い合わせ先までお越しください。

お問合せ 四季健康館 ☎0299-48-0221
小川保健相談センター ☎0299-58-1411
玉里保健福祉センター ☎0299-48-1111 内線3310・3311

◆健康・発達が心配なときに

○育児相談【予約不要】

保健師・助産師・管理栄養士等がご相談に応じます。
お気軽にお越しください。

*対象…乳幼児と保護者・妊婦

*内容…身体計測・栄養相談・育児相談・妊娠中の相談

会場・お問合せ 四季健康館 ☎0299-48-0221
小川保健相談センター ☎0299-58-1411

○コスモス教室【要予約】

遊びを通して子ども同士の社会性を高めたり、ことばの世界を広げる一つの場です。心理士・保育士・保健師等がご相談に応じます。

*対象…お友達とうまく遊べない・言葉が遅いなど発達面で心配のあるお子さん（2歳～入園前）

*内容…親子遊び

会場・お問合せ 四季健康館 ☎0299-48-0221
小川保健相談センター ☎0299-58-1411

○発達相談【要予約】

心理士等が、お子さんの発達面での心配ごとについてご相談に応じます。

*対象…ことばや発達面で心配のある幼児

*内容…1人1時間程度の個別面談

会場・お問合せ 四季健康館 ☎0299-48-0221
小川保健相談センター ☎0299-58-1411
玉里保健福祉センター ☎0299-48-1111 内線3310・3311

○電話相談・家庭訪問

保健師・助産師・管理栄養士等が、お子さんの発育発達・育児・妊娠中や出産後の健康等のご相談に応じます。

お問合せ 子育て世代包括支援センター（四季健康館内） ☎0299-48-2220
四季健康館 ☎0299-48-0221
小川保健相談センター ☎0299-58-1411
玉里保健福祉センター ☎0299-48-1111 内線3310・3311

○巡回支援員派遣事業

お子さんの発育で心配なことや気になることがあるときは、巡回支援員（臨床心理士等）がご相談に応じます。

巡回支援員（臨床心理士等）が園を訪問し、保護者の方へ相談や助言等の支援を行います。

*対象…市内保育園・幼稚園・認定子ども園に在籍しているお子さん

*内容…巡回支援員（臨床心理士等）による保育園等への巡回支援・保護者との個別相談や助言・支援

お問合せ 教育委員会 教育指導課 ☎0299-48-1111 内線2233

◆ 健康・保健 ◆

◆健康診査・相談・教室

○乳児医療機関健康診査

母子健康手帳の交付時にお渡ししている母子健康手帳別冊（受診票綴り）内の青色の受診票をご利用ください。生後3～6か月・9～11か月に各1回、県内の医療機関にて無料で健康診査を受けられます。転入の方は各保健センターでお渡しします。

お問合せ 四季健康館 ☎0299-48-0221
 小川保健相談センター ☎0299-58-1411
 玉里保健福祉センター ☎0299-48-1111 内線3310・3311

○市の乳幼児健診（集団）

4～5か月 児健診	4～6か月の赤ちゃんを対象に、内科診察・身体計測・発育発達相談・栄養相談・絵本の読み聞かせを行います
1歳6か月 児健診	満1歳6か月～2歳未満のお子さんを対象に、内科診察・歯科診察・身体計測・発育発達相談・栄養相談・フッ素塗布を行います
2歳児歯科 健診	2歳5か月～3歳未満のお子さんを対象に、歯科診察・身体計測・発育発達相談・栄養相談・フッ素塗布を行います
3歳児健診	3歳5か月～4歳未満のお子さんを対象に、内科診察・歯科診察・身体計測・発育発達相談・栄養相談・視聴覚検査・尿検査・フッ素塗布を行います
会場・お問合せ	四季健康館 ☎0299-48-0221 小川保健相談センター ☎0299-58-1411 玉里保健福祉センター ☎0299-48-1111内線3310・3311

○各種相談・教室

◆10か月児相談	9～11か月の赤ちゃんを対象に、身体計測・育児相談・離乳食相談・歯科衛生士による歯科相談・保育士による親子遊びを行います
◆かばちゃん教室	4歳のお子さんを対象に、身体計測・ブラッシング指導を行います
会場・お問合せ	四季健康館 ☎0299-48-0221 小川保健相談センター ☎0299-58-1411 玉里保健福祉センター ☎0299-48-1111内線3310・3311

◆お子さんが急病のときに

○茨城子ども救急電話相談

お子さんが急な病気で、すぐに受診させたほうがよいのか、様子を見ても大丈夫なのか不安なとき、ご相談ください。

受付時間 24時間365日

プッシュ回線・携帯電話から「#8000」

すべての電話から ☎050-5445-2856

○緊急・重症の場合は迷わず「119」へ

◆医療機関の照会

○茨城県救急医療情報システム

県内の医療機関の情報や休日夜間当番の医療機関情報を検索できます。

ホームページアドレス

<http://www.qq.pref.ibaraki.jp/>（外部サイトへリンク）

携帯サイトアドレス

<http://www.qq.pref.ibaraki.jp/kt/>（外部サイトへリンク）

◆誤飲のときに

○日本中毒情報センター中毒110番（情報提供料無料、通話料のみ）

化学物質（たばこ、家庭用品など）、医薬品、動植物の毒などによって起こる急性中毒について、実際に事故が発生している場合に限定し情報提供しております。

■大阪中毒110番（365日 24時間対応） 072-727-2499

■つくば中毒110番（365日 9時～21時対応） 029-852-9999

■タバコ専用電話（365日 24時間対応、自動音声応答） 072-726-9922

◆病院の照会

■消防本部 ☎0299-58-4541

■小川消防署 ☎0299-58-4611

■美野里消防署 ☎0299-48-2266

■玉里消防署 ☎0299-58-0555

○医療機関一覧 ご自分で書き込んで活用してください。

医療機関	所在地	電話番号	診療時間・備考

◆ 各種手当と支援制度 ◆

◆各種医療費支給制度

○小児（出生から高3（相当）まで）への医療費助成

小児が病気やケガなどで、病院等で治療を受けたときの医療費の自己負担分の一部を助成します。

※所得制限はありません。

○ひとり親家庭への医療費助成

ひとり親、または子どもが病気やケガなどで、病院等で治療を受けたときの医療費の自己負担分の一部を助成します。※所得制限があります。

○妊産婦への医療費助成

妊娠の継続と安全な出産のために治療が必要となる疾病について自己負担分の一部を助成します。※所得制限があります。

○重度心身障がい者への医療費助成

重度心身障がい者が病気やケガなどで、病院等で治療を受けたときの医療費の自己負担分を助成します。※所得制限があります。

お問い合わせ 医療保険課

☎0299-48-1111 内線1106～1108

○自立支援医療制度

（1）育成医療

身体に障がいがあるお子さん、またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患があるお子さんが、手術等の治療を受けることにより障がいの除去・軽減が確実に図れる場合に、その治療に要した医療費の一部を公費で負担する制度です。対象は18歳未満のお子さんになります。

※対象の障がい 視覚障がい、聴覚障がい、言語障がい、肢体不自由、内部障がい（心臓、腎臓、肝臓、小腸、免疫、その他の先天性内臓障がい）

（2）精神通院医療

発達障がいや精神による疾患により通院医療が継続的に必要な場合に、その通院医療費の一部を公費で負担する制度です。

お問い合わせ 社会福祉課

☎0299-48-1111 内線3231～3233

○出産育児一時金の支給

出産したときに分娩者の加入する健康保険から出産育児一時金が支給されます。

お問い合わせ 医療保険課 ☎0299-48-1111 内線1103・1104

○出産祝い金

子育て支援の一環として出産祝い金を支給します。

□対象となる児童：出生後、最初の住民登録が小美玉市に登録された児童

□支給対象者：児童を出産した母またはその配偶者

・出生の日に小美玉市に児童と同じ世帯に住民登録をしていて、市税に滞納がない事

□祝い金の額：第1子・第2子…2万円、第3子・第4子…3万円
第5子以降…5万円

お問い合わせ 子ども課 ☎0299-48-1111 内線3243・3244

○乳児用紙おむつ支給事業（小美玉市すまいる赤ちゃんクーポン券）

子育て世帯の経済的な負担を軽減し、安心して子育てのできる環境を整えることを目的として、満1歳未満児の育児で必要となる、乳児用紙おむつの購入費用の一部を助成します。クーポン券は、小美玉市内の指定取扱店で使用できます。

□対象者：令和5年4月1日以降に出生した、満1歳に満たない乳児と同居して監護している保護者

□支給額：クーポン券15,000円分
(1,000円分×10枚、500円分×10枚の20枚綴り)

□指定取扱店：市内8店舗
市ホームページ (<http://city.omitama.lg.jp>) からご確認ください

お問い合わせ 子ども課 ☎0299-48-1111 内線3243・3244

◆各種手当

○児童手当

児童手当制度は、児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的にしています。

児童手当を受けるためには、請求（認定請求）が必要です。（公務員の方は基本的に勤務先での申請になります）。

児童手当は申請した翌月分から支給となりますのでお早めに申請ください。

◆支給対象

中学校修了前（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童

◆支給額

児童の年齢	児童手当の額（1人当たり月額）
3歳未満	一律15,000円
3歳以上 小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。

※扶養親族等の数に応じて所得上限があり、それ以上の所得がある場合には、児童手当等は支給されません。

※「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

◆支給時期

支給は原則として、毎年6月、10月、2月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

お問合せ 子ども課

☎0299-48-1111 内線3243・3244

○児童扶養手当

児童扶養手当は、父母の離婚などにより父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進を目的として支給される手当です。児童扶養手当を受けるためには認定請求が必要です。また、その請求の翌月分からの支給となりますのでお早めに申請ください。

◆手当を受けることができる方

次のいずれかに当てはまる「児童」を監護している母、「児童」を監護し、かつ、生計を同じくする父、または父母に代わってその児童を養育している方が手当を受け取ることができます。「児童」とは、18歳に達する日以後、最初の3月31日（18歳の年度末）までにある児童をいいます。ただし、心身に概ね中度以上の障がいがある場合は、20歳未満までとなります。

◆手当の対象となる児童

1. 父母が婚姻を解消した児童
2. 父または母が死亡した児童
3. 父または母が一定の障がいの状態にある児童
4. 父または母の生死不明な児童
5. 父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
6. 父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
7. 母が婚姻によらないで生まれた児童
8. 母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童
9. 父または母が裁判所から配偶者の暴力による保護命令を受けた児童
(平成24年8月1日から)

なお、日本国内に住所を有しないときや、児童が事実上婚姻関係にある相手に養育されているときなど、手当が支給されない場合がありますので、詳しくは子ども課までお問い合わせください。

◆支給額

支給額は、請求者や請求者の扶養義務者の所得に応じて決定されます。

全部支給の場合（令和5年4月分～）

対象児童数	全部支給
1人	月額 44,140円
2人	月額 54,560円
3人	月額 60,810円

※4人目以降は6,250円ずつ加算されます。

◆支給時期

手当は、認定請求した日の属する月の翌日から支給され、年6回に分けて、支払月の前月までの手当が指定した金融機関の口座へ振り込まれます。

お問合せ 子ども課 ☎0299-48-1111 内線3243・3244

◆障がいのあるお子さんへの手当

○障がい児福祉手当

身体、知的または精神に重度の障がいを有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方に支給されます。該当者は申請することにより手当の支給を受けることができます。

※障がいを支給事由とする公的年金を受給している方や施設などに入所している場合は、手当を受けることができません。

※受給者または配偶者もしくは扶養義務者に一定額以上の所得があった場合は、手当を受けることができません。

○在宅心身障がい児福祉手当

満20歳未満の心身に障がいのある児童を家庭で養育している保護者に支給します。該当者は申請することにより手当の支給を受けることができます。

※施設などに入所している場合や障がい児福祉手当を受けている場合は、手当を受けることができません。

○特別児童扶養手当

身体、知的または精神に障がいのある20歳未満の児童を家庭で監護している父母等の養育者に対して支給されます。該当者は申請することにより手当の支給を受けることができます。

※受給者または配偶者もしくは扶養義務者に一定額以上の所得があった場合は、手当を受けることができません。

○心身障害者扶養共済制度

障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡したり、重度障がいの状態となったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する任意加入の制度です。

お問合せ 社会福祉課

☎0299-48-1111 内線3231～3233

◆障がいのあるお子さんへの支援

○身体障がい者手帳

身体障がいと判定された場合に交付されます。この手帳交付を受けると、その認定された障がい等級等により補装具費の支給、日常生活用具給付費の支給、公共交通機関の割引、税の控除・減免、重度心身障がい者への医療費助成（8ページをご覧ください。）等を受けることができます。

お問合せ 社会福祉課 ☎0299-48-1111 内線3231～3233

○療育手帳

児童相談所において知的障がいと判定された場合に交付されます。この手帳交付を受けると、その認定された障がい程度等により公共交通機関の割引、税の控除・減免、重度心身障がい者への医療費助成（8ページをご覧ください。）等を受けることができます。

お問合せ 茨城県中央児童相談所 ☎029-221-4150

○軽度・中等度難聴児補聴器購入費用の助成

身体障がい者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴のお子さんを対象に、補聴器の購入費用の一部が助成されます。

お問合せ 社会福祉課 ☎0299-48-1111 内線3231～3233

○特定疾病療養者見舞金

茨城県から「指定難病特定医療費受給者証」又は「小児慢性特定疾病医療受給者証」の交付を受けて療養されている方に見舞金が支給されます。

※見舞金の支給を受けるためには、毎年の申請が必要となります。

- ◆見舞金の額…指定難病：年額20、000円、小児慢性：年額10、000円
- ◆申請の期間…毎年10月1日から12月20日まで

お問合せ 社会福祉課 ☎0299-48-1111 内線3231～3233

○補装具費の支給

身体の障がいや難病等のお子さんが将来社会人として、独立自活するための素地を育成助長するため、障がいの種類や程度に応じた補装具の購入や修理にかかる費用が支給されます。

※購入・修理費用の原則1割が自己負担となります。

お問合せ 社会福祉課 ☎0299-48-1111 内線3231～3233

○日常生活用具の給付

障がいや難病等のお子さんの日常生活が円滑に行なわれるよう、障がいの種類や程度に応じて、日常生活の利便を図るための用具が給付されます。

※購入費用の原則1割が自己負担となります。

お問い合わせ 社会福祉課 ☎0299-48-1111 内線3231～3233

○障がい児通所支援

障がいがあるお子さんが身近な地域で支援を受けられるように、主に次のような通所サービスを受けることができます。

(1) 児童発達支援

未就学の障がいがあるお子さんに、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

(2) 放課後等デイサービス

学校等に就学している障がいがあるお子さんに、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練などの支援を行うとともに、放課後等の居場所作りを行います。

(3) 保育所等訪問支援

障がいの知識や障がいがあるお子さんへの指導経験のある支援員が、保育所などを訪問し、障がいがあるお子さんや保育所などのスタッフに対し、集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

お問い合わせ 社会福祉課 ☎0299-48-1111 内線3231～3233

○障がい福祉サービス

在宅で生活している障がいがあるお子さんを支援するため、居宅介護（ホームヘルプ）、短期入所などの障がい福祉サービスを受けることができます。

お問い合わせ 社会福祉課 ☎0299-48-1111 内線3231～3233

○日中一時支援事業

障がいがあるお子さんを日常的に介護している家族の一時的な休息（レスパイト）や家族の就労支援（タイムケア）など、ご家族の介護負担を軽減するため、事業所においてお子さんを日帰りで一時的にお預かりするサービスを提供しています。

お問い合わせ 社会福祉課 ☎0299-48-1111 内線3231～3233

◆児童生徒の就学支援

○就学援助制度

就学援助制度は、申請により、経済的な理由でお困りの世帯に、お子さんが小・中学校（義務教育学校を含む。）の就学に必要な学用品費や給食費などの一部を援助する制度です。

援助の対象は、収入が低く経済的に困窮している世帯、生活保護が廃止・停止となった世帯、ひとり親世帯などのうち、前年の収入額が認定基準額を超えない世帯となります。また、今年に入ってから収入に著しく変動があったときも、援助の対象となることがあります。

○新入学準備金の入学前支給

市立小学校（義務教育学校を含む。）へ入学する児童の保護者で、就学援助制度の要件に該当するときは、新入学準備金（5万円程度）を入学前の3月に支給いたします。

お問合せ 教育指導課

☎0299-48-1111 内線2222・2223

◆ 子どもを預ける・子どもの居場所 ◆

◆市内幼稚園

幼稚園名	所在地	電話番号
小美玉市立元気っ子幼稚園（公立）	小川234-1	☎0299-37-0067
小美玉市立よつば幼稚園（公立）	竹原571	☎0299-47-0426
小美玉市立玉里幼稚園（公立）	上玉里2956-3	☎0299-58-0118

お問合せ 教育指導課 ☎0299-48-1111 内線2222・2223

○幼稚園の預かり保育

市立幼稚園では、幼稚園就園時間後、就労等の理由により家で園児を見ることができない家庭を対象に、幼稚園で園児を預かります。詳細につきましては、教育指導課までお問合せください。

お問合せ 教育指導課 ☎0299-48-1111 内線2222・2223

◆保育園の利用

保護者が仕事や病気などのため、家庭で保育できないとき、毎日一定の時間保護者に代わって保育するところです。

*保育料……

保育料については世帯の所得（市町村民税額等）により決定します。

（9月に保育料の切り替えがあります。）

4月～8月までの保育料は、前年度の市町村民税額により決定します。

9月～翌年3月までの保育料は、当年度の市町村民税額により決定します。

※世帯構成や市町村民税額等の内容によっては保育料軽減の対象となる場合もありますので、詳しくはお問合せください。

*申し込み……

新年度（4月）：前年11月の指定期間内

年度途中入園：前月の10日まで

お問合せ 子ども課 ☎0299-48-1111 内線3241・3242

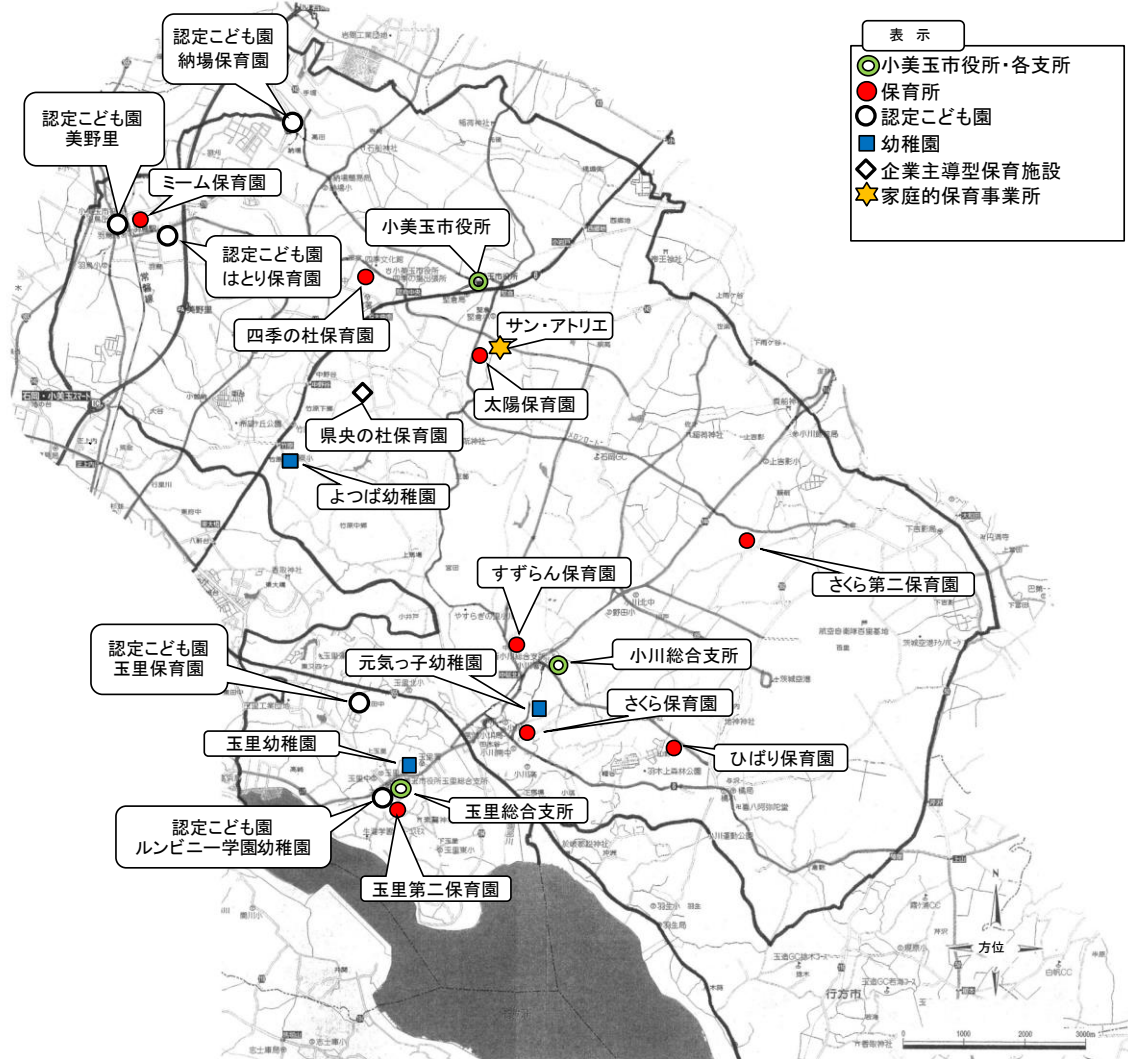
◆市内保育園

保育所名	所在地	電話番号	開所時間	受入年齢	子育て支援拠点	一時預かり	病後児保育
ひばり保育園 (私立)	山野 1237-38	☎0299- 54-0080	7:00～ 19:00	6か月～ 就学前		●	
すずらん保育 (私立)	中延 782-2	☎0299- 58-2543	7:00～ 19:00	6か月～ 就学前		●	
さくら保育園 (私立)	小川 370-6	☎0299- 58-4821	7:00～ 19:00	6か月～ 就学前	●	●	
さくら第2保育 (私立)	飯前 1252-3	☎0299- 52-1881	7:00～ 19:00	6か月～ 就学前	●	●	
太陽保育園 (私立)	鶴田 136-5	☎0299- 48-2253	7:00～ 19:00	4か月～ 就学前	●	●	●
四季の杜保育園 (私立)	堅倉 1570-6	☎0299- 48-3888	7:00～ 19:00	4か月～ 就学前	●	●	●
ミーム保育園 (私立)	羽鳥 2719-36	☎0299- 28-8222	7:00～ 19:00	3か月～ 就学前	●		
玉里第二保育園 (私立)	上玉里 1126-1	☎0299- 58-2643	7:00～ 20:00	産休明け～ 就学前	●	●	●

◆市内認定こども園

認定こども園名	所在地	電話番号	開所時間	受入年齢	子育て支援拠点	一時預かり	病後児保育
認定こども園 美野里(私立)	羽鳥 2640-5	☎0299- 56-6609	7:30～ 19:00	1歳～ 就学前	●		
認定こども園 はとり保育園 (私立)	羽鳥 2815-1	☎0299- 28-7628	7:00～ 20:00	産休明け～ 就学前	●	●	●
認定こども園 納場保育園 (私立)	納場 111-1	☎0299- 48-1789	7:00～ 19:00	3か月～ 就学前	●	●	●
認定こども園 玉里保育園 (私立)	田木谷 1068-1	☎0299- 58-4968	7:00～ 20:00	産休明け～ 就学前	●	●	●
認定こども園 ルンビニー学園 幼稚園(私立)	上玉里 1137-5	☎0299- 58-2542	7:30～ 18:30	満3歳～ 就学前	●	●	

小美玉市保育施設等位置図



	施設名	所在地	電話番号	保育年齢
私立 保育所	ひばり保育園	小美玉市山野1237番地38	54-0080	6ヶ月～就学前
	すずらん保育園	小美玉市中延782番地2	58-2543	6ヶ月～就学前
	さくら保育園	小美玉市小川370番地6	58-4821	6ヶ月～就学前
	さくら第2保育園	小美玉市飯前1252番地3	52-1881	6ヶ月～就学前
	太陽保育園	小美玉市鶴田136番地5	48-2253	4ヶ月～就学前
	四季の杜保育園	小美玉市堅倉1570番地6	48-3888	4ヶ月～就学前
	ミーム保育園	小美玉市羽鳥2719番地36	28-8222	3ヶ月～就学前
	玉里第二保育園	小美玉市上玉里1126番地1	58-2643	産休明け～就学前
私立認定 こども園	認定こども園美野里	小美玉市羽鳥2624番地8	56-6609	1歳児～就学前
	認定こども園納場保育園	小美玉市納場111番地1	48-1789	3ヶ月～就学前
	認定こども園はとり保育園	小美玉市羽鳥2815番地1	28-7628	産休明け～就学前
	認定こども園玉里保育園	小美玉市木田谷1068番地1	58-4968	産休明け～就学前
	ルンビニー学園幼稚園	小美玉市上玉里1137番地5	58-2542	3歳児～就学前
家庭的保育	サン・アトリエ	小美玉市鶴田136番地5	48-2253	0歳～2歳児
公立 幼稚園	元気っ子幼稚園	小美玉市小川234番地1	37-0067	4歳児～就学前
	よつば幼稚園	小美玉市竹原571番地	47-0426	4歳児～就学前
	玉里幼稚園	小美玉市上玉里2956番地3	58-0118	3歳児～就学前
企業主導型	県央の杜保育園	小美玉市中野谷566番地1	57-2660	0歳～2歳児

◆放課後の子どもの居場所

○放課後子どもプラン

小学校もしくは義務教育学校（前期課程）1～6年生の児童を対象に、地域の多様な方々の協力を得て、学習・スポーツ・体験活動や交流活動を通して、放課後等を安全安心に過ごす子どもたちの居場所の確保を図るとともに、次世代を担う児童の健全育成を支援します。

*利用申請ができる方

保護者の方が次のいずれかに該当する必要があります。

- ① 就労に従事している場合
- ② 保護者が妊娠中または産後間もないとき
- ③ 保護者が病気負傷または、心身に障がいがあるために子どもの保育ができない場合
- ④ 病気や心身に障がいのある親族などの看護をしなければならない場合 等

※これらに該当している場合でも受入に余裕がないときは、入所の調整に時間を要する場合があります。

*開設日

利用区分		開設日	開設時間（基本）	開設時間（延長）
通常	1年を通して利用	学校の授業のある月～金曜日	放課後から 午後6時まで	午後6時30分 まで
		1.2学期中の土曜日、 県民の日等の学校休業日	午前8時から 午後6時まで	
長期	春・夏・冬休み 期間のみ利用	春休み・夏休み・冬休み期間の 月～土曜日	午前8時から 午後6時まで	
臨時	病気等の理由に よる一時的な利用 (上記②③④該当者)	通常・長期区分の開設日のうち、 数日間の臨時利用 ※該当理由の確認書類が必要と なります。	通常・長期に同じ	

*保護者負担金（この他に、おやつ代や催事の際は必要な経費をご負担いただきます。）

利用区分		学校の授業のある月～金曜日 （平日のみの利用）		全開設日 （土曜日・学校長期休業期間も利用）		納入方法
		基本額 18:00まで	時間延長 18:30まで	基本額 18:00まで	時間延長 18:30まで	
通常	8月以外	3,000円	4,000円	4,000円	5,000円	口座振替
	8月	8,000円	9,000円			
長期	学年始	1,500円	2,000円			
	夏季	10,000円	12,000円			
	冬季	3,000円	4,000円			
	学年末	1,500円	2,000円			
	その他（市長が 認める期間）	市長が定める額				
臨時	保護者の病気、 看護等による 一定期間の利用	300円 (日額)	400円 (日額)	500円 (日額)	600円 (日額)	納付書

※保護者負担金については減免の制度があります。詳しくはお問合せください。

○放課後子どもプランの開催場所と連絡先

名称	開催場所	電話番号
小川南小放課後児童クラブ	小川南小内余裕教室施設	080-2082-1003
小川北義務教放課後児童クラブ	小川北義務教敷地内専用施設	070-4510-0139
羽鳥小放課後児童クラブ	羽鳥小学校敷地内専用施設	080-2082-1007
堅倉小放課後児童クラブ	堅倉小学校内余裕教室	080-2082-1008
納場小放課後児童クラブ	納場小学校内余裕教室	070-4510-8333
竹原小放課後児童クラブ	旧竹原幼稚園施設	080-1266-1043

※玉里学園義務教育学校区については、公設の学童は開設せず、民間運営の学童のみとなります。

※土曜日の開催場所は合同です。

お問合せ 子ども課 ☎0299-48-1111 内線3241・3242・3247

○民間放課後児童クラブへの補助

民間放課後児童クラブを利用する保護者の負担軽減と利用促進を図るため、市内民間保育園に補助を実施しています。

お問合せ 子ども課 ☎0299-48-1111 内線3241・3242・3247

◆ 子育て応援情報 ◆

◆ いばらき子育て家庭優待制度（「いばらきKids Club」カード）

県内にお住まいの妊娠中の方や18歳未満の子どもがいる家庭にカードを配布し、協賛店舗等から優待を受けられる制度です。

お問合せ 茨城県子ども政策局 少子化対策課 ☎029-301-3261

様式第1号



旧カード



新カード

様式第2号



ステッカー



ポスター

また、子育て支援強化のため、茨城県を含め、全国の41道府県が、平成28年4月から「子育て支援パスポート（カード）事業の全国共通展開」に参加することとなりました。それに伴い全国共通ロゴマークが入った「いばらきKids Club」カードが全国の協賛店舗等でご利用いただけます。

内閣府のホームページ

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/passport.html>

◆ 小美玉市子育て応援企業登録制度

子育て支援をトップ自ら宣言し、「仕事と子育ての両立支援」を推進するための取り組みを明記し、小美玉市内に事業所を有する企業に登録をお願いしています。このマークが目印です。

お問合せ 子ども課 ☎0299-48-1111 内線3243・3244



◆交通事故に備えていますか？

～県民交通災害共済のご案内～

県民交通災害共済は、会員の方が交通事故による怪我や死亡等の災害に遭われた場合に見舞金をお支払いする共済制度で、小美玉市に住民登録されている方であれば、年齢・健康状態を問わずどなたでも加入できます。

●対象となる交通事故

- ①自転車・バイク・自転車等、車両運転中や乗車中における事故
(転倒を含む)
- ②歩行中に走行中の車両と接触した等の事故

●見舞金について

怪我等をされた場合に入院日数や通院治療を受けた日数3日以上で、見舞金が給付されます。

共済期間 毎年4月1日から翌年の3月31日まで

お申し込み会費

一般……………900円 (9月30日以降の加入は450円)
中学生以下……500円 (9月30日以降の加入は250円)

受付窓口 防災管理課、羽鳥出張所、小川総合支所、玉里総合支所
お問合せ 防災管理課 ☎0299-48-1111 内線1015・1016

◆子育て広場

小美玉市では、地域において子育ての親子の交流等を促進するために、子育て支援の拠点(子育て広場等)を開設し、以下の事業を実施しています。

- ① 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ② 子育て等に関する相談・援助の実施
- ③ 地域の子育て関連情報の提供
- ④ 子育ておよび子育て支援に関する講習等の実施

施設ごとに工夫を凝らした事業を実施していますので、ぜひご利用ください。

詳しくは市ホームページ (<http://city.omitama.lg.jp>) からご確認ください。

◆出産・子育て情報アプリ・子育て情報サイト

出産・子育て情報アプリは、スマートフォンやタブレットを使って妊娠・出産に関する情報など小美玉市のさまざまな子育て情報を検索することができます。子育てに役立つ便利機能も盛りだくさん。利用は無料です。

出産・子育て情報アプリ

；右の二次元コードからダウンロードしてください。

子育て情報サイト ；<http://www.omitama-kosodate.jp/>



お問合せ 子ども課 ☎0299-48-1111 内線3243・3244

◆みんな集まれ！各種団体・施設の紹介

*各種団体

○演劇

演劇を通して、表現力や協調性、やり遂げる心を育てましょう。異なる年齢、異なる学校の友達ができます。公演のドキドキ感とワクワク感がたまらないのです

グループ名	活動場所	電話番号
演劇ファミリーMyu	四季文化館みの～れ	☎0299-48-4466
演劇Crew Cosmo's	生涯学習センターコスモス	☎0299-26-9111

○文化ホールで楽しむ事業

市内3つの文化ホールでは、子ども・親子を対象とした事業が展開されています。

事業名	問い合わせ場所	電話番号
みゅ～じっく☆すた～と	四季文化館みの～れ	0299-48-4466
BIRD ワークショップ	四季文化館みの～れ	0299-48-4466
和太鼓ワークショップ	四季文化館みの～れ	0299-48-4466
演劇ワークショップ	四季文化館みの～れ	0299-48-4466
おやこ DE ジャズ	小川文化センター アピオス	0299-58-0921

○スポーツ少年団

様々なスポーツ少年団が活躍しています。

あなたの好きなスポーツは何ですか。体を鍛えながら友達作り。

思いっきり汗を流しましょう。

団名称	競技名	活動場所
小美玉剣道	剣道	旧小川小学校 他
小川サッカー	サッカー	小川南小学校
小川空手	空手	小川公民館
エターナルFC	サッカー	下吉影薬師台球場
小川少年剣友会	剣道	旧小川小学校
小美球ブルーインパルス	バレーボール	下吉影小学校
堅倉剣道	剣道	美野里中学校
納場剣道	剣道	納場小学校
美野里スラッガーズ	野球	希望ヶ丘公園 他
竹原少年剣友会	剣道	竹原小学校
納場SSS	サッカー	少年団専用グラウンド
MINORI FC	サッカー	少年スポーツ広場
みのりミニバス	ミニバスケットボール	美野里中学校
羽鳥柔道	柔道	羽鳥公民館
美野里空手	空手	羽鳥公民館
八勝会	空手	堅倉小学校
みのりスカイウィング	バレーボール	羽鳥小学校
玉里少年サッカークラブ	サッカー	玉里運動公園
玉里少年野球クラブ	軟式野球	玉里運動公園
小美玉ジュニアバドミントンクラブ	バドミントン	小川南小学校 他
おみたまシャトル	バドミントン	小川南小学校 他
美野里山王ソフトテニス	ソフトテニス	希望ヶ丘公園
NEXUS	バレーボール	旧橘小学校 他
VALOR HOOPS ACADEMY	バドミントン	小川南小学校 他
小美玉OMT卓球	卓球	玉里運動公園 他

お問い合わせ スポーツ推進課

☎0299-48-1111 内線2251～2253

○読み聞かせ

市内の図書館や公民館では、ボランティアグループがお話会やパネルシアターなどを開いています。誰でも聞くことができますので、親子一緒に出かけてみましょう。

グループ名	活動場所	電話番号
読み聞かせ「夢ぽけっと」	小川図書館	☎0299-58-5828
読み聞かせ 「ネットワークメルヘン」	美野里公民館	☎0299-48-1110
読み聞かせ「ひこうせん」	玉里図書館	☎0299-26-9111
話し方教室	小川公民館	☎0299-58-3111

○図書館のきっずタイム

小さなお子さんを連れての方が気兼ねなく図書館を利用できる時間です。お子さんが泣いたり、はしゃいだりしても大丈夫です。

利用時間	場所	電話番号
毎週木曜日と第2・第4土曜日 9時30分～12時	小川図書館	☎0299-58-5828
毎週木曜日と第3土曜日 9時30分～12時	玉里図書館（生涯学習センターコスモス内）	☎0299-26-9111

○親子体験事業

親子（祖父母）や友人で参加・体験し、子どもたち同士の交流と親子のふれあいを図ります。

講座名	活動場所	電話番号
あい染め・機織り体験	小川公民館	☎0299-58-3111
エコクラフト教室		
ゆかた着付け		
鳥かご&リース作り		
親子料理		

親子移動教室	小川公民館	☎0299-58-3111
親子でフラダンス	美野里公民館	☎0299-48-1110
親子でパステル シャインアート		
親子和太鼓講座	生涯学習センターコスモス	☎0299-26-9111
親子K-p o pダンス講座		
親子まが玉作り講座		
親子マジック講座		
親子バルーンアート講座		
自然観察教室	やすらぎの里小川	☎0299-58-4580

*公園・広場・プール

○公園・広場

①希望ヶ丘公園	⑦横町公園
②玉里運動公園	⑧羽木上森林公園
③東平児童公園	⑨玉里ふれあい公園
④堅倉わんぱく公園	⑩大井戸湖岸公園
⑤仲丸池公園	⑪宮田防災公園
⑥先後公園	⑫小川運動公園

○プール

*小川海洋センター

一般25メートルプール、幼児プール

◆利用時間

第1回目	9:00～11:30
第2回目	13:00～15:30
第3回目	16:00～18:30
第4回目	19:00～21:30

◆休館日

毎週月曜日は休館（月曜日が祝日の場合は翌日に変更）
 年末年始（12月28日～1月4日予定）
 夏休み期間中に2日程度
 その他必要に応じて臨時休館することがあります。

◆料金…規定のとおり

高校生及び一般	市内210円	市外420円
小学生及び中学生	市内100円	市外200円
幼児	無料（オムツの取れた幼児・水遊び用パンツ不可）	

※キャップ着用・小学校3年生まで保護者の同伴が必要

※浮き輪、ボール、ボート等の遊具は持ち込み禁止

お問合せ 小川海洋センター 0299-58-5744

*玉里海洋センター ※現在休止中

一般25メートルプール、幼児プール

◆利用日時…7月中旬～8月末 9:00～18:30

◆休館日 毎週月曜日は休館（月曜日が祝日の場合は翌日に変更）

◆利用時間…午前の部 9:00～11:30
 午後の部 13:00～15:30
 夕方の部 16:00～18:30

◆料金…規定のとおり

高校生及び一般 市内210円 市外420円

中学生以下 市内100円 市外200円

※キャップ着用・小学校3年生まで保護者の同伴が必要

※浮き輪、ボール、ボート等の遊具は持ち込み禁止

お問合せ 玉里海洋センター ☎0299-26-5761

***こんな活動もしています**

○在宅福祉サービスセンターによる子育て支援サービス

■乳幼児の世話

■保護者が病気等の場合の洗濯・掃除・買い物など

■その他、子育てに関するお手伝い

※会員登録が必要で、利用料金がかかります

お問合せ 社会福祉協議会 ☎0299-37-1551

○歳末たすけあい事業によるサービス

①援護事業

重度障がい児のいる世帯、母子・父子世帯、交通遺児世帯のうち、市民税非課税世帯に10,000円（1名増すごとに2,000円加算）を配分しています。

②心身障がい児クリスマスプレゼント配付事業

③ひとり親世帯ケーキ配付事業

○ボランティアセンターによるサービス

①ボランティア相談・あっせん・活動保険受付

②福祉教育事業（各種教室・講座開催）

○地域福祉活動によるサービス

①車いす送迎車貸出

②福祉用具貸出（車いす・松葉づえなど）

③行事機器貸出（防災ゲーム・ポップコーン機・綿菓子機など）

④生活福祉資金貸付

⑤フードパントリーの開催

⑥子ども食堂への支援

⑦多胎児サロンへの支援

お問合せ 社会福祉協議会 ☎0299-37-1551

◆ 子育てに関する相談窓口 ◆

◆一人で悩まず気軽に相談を

○家庭児童相談室（小美玉市教育委員会内）

家庭相談員が茨城県福祉相談センター（茨城県中央児童相談所）と連携を図り、相談に応じます。秘密は固く守られますので安心してご相談ください。

子ども課

☎0299-48-1111 内線2245・2246

○子どもの教育相談

☎029-225-7830

FAX029-302-2161

○子どもホットライン

☎029-221-8181

FAX029-302-2166

○生徒指導相談室

☎029-221-5550

○茨城県中央児童相談所

☎029-221-4150

◆障がいのあるお子さんの相談

○福祉の相談

社会福祉課 ☎0299-48-1111

(市内相談支援事業所)

障がいのあるお子さんの福祉に関する様々な問題についての相談に応じ、必要な情報の提供、福祉サービスの利用支援等を行います。

- ・たまりメリーホーム ☎0299-26-8808
- ・小美玉社協相談支援事業所 小川 ☎0299-58-7770
- ・小美玉社協相談支援事業所 美野里 ☎0299-36-7360
- ・相談支援センター ひよこ豆 ☎0299-57-6111

○専門機関の相談

- ・茨城県母子保健センター（水戸市緑町3-5-35茨城県保健衛生会館）☎029-221-1553
乳幼児のお子さんの心身の発達の遅れや育児上の様々な問題について小児神経科医、心理専門員等がご相談に応じます。
- ・茨城県発達障害者支援センター COLORSつくば(つくば市高崎802-1)
☎029-875-3485

自閉症などの発達障がいに関して、ご本人や保護者からの相談に応じる他、家庭・保健・福祉・医療・教育機関等の関係機関連携の中心として、専門的支援のためのバックアップを行っています。

- ・茨城県中央児童相談所（水戸市水府町864-16）☎029-221-4150
18歳未満の児童に関するあらゆる問題の相談に応じ、専門的な判定を行うとともに、必要な助言・指導や施設入所手続きを行っています。

○障害者110番

- ・茨城県障害者なんでも相談室（水戸市千波町1918）☎029-244-9588
障がい者や家族などが抱えている福祉、保健医療、教育、就労、生活や財産管理、法律などの諸問題について専任の相談員がご相談に応じます。

○教育の相談

- ・茨城県教育研修センター ☎0296-78-2777
発達が気になる子どもの教育相談を行なっています。

◆ひとり親家庭の相談

○家庭児童相談室

母子・父子自立支援員がひとり親家庭の方が抱えているさまざまな悩みについて相談に応じ、問題解決のお手伝いやアドバイスをしています。

お問合せ 子ども課 ☎0299-48-1111 内線3245・3246

◆児童虐待について

■児童虐待とは

親（または保護者）によって子どもに加えられた行為で、子どもの心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為です。

■虐待の種類

【身体的虐待】 殴る・ける・やけどをさせる など

【ネグレクト（養育放棄）】

食事を与えない・不潔なままにする・医者に連れて行かない・学校へ行かせない など

【性的虐待】 性的ないたずらや性的行為を強要する など

【心理的虐待】 ひどい言葉で子どもを傷つける・無視する など

■児童虐待の相談

もしかしたら…?と思ったらご相談ください。「あなた」の心配りで子どもを虐待から守ることができるかもしれません。

ご連絡いただいた方の秘密は守られます。

<連絡先>

茨城県中央児童相談所 ☎029-221-4150

茨城虐待ホットライン 24時間対応 ☎0293-22-0293

小美玉市子ども家庭総合支援拠点（小美玉市子ども課内）

☎0299-48-1111 内線3245・3246

○緊急時は警察署110番へご連絡ください。

■子どもを虐待から守るための5か条

- ① おかしいと感じたら迷わず連絡（通告は義務でもあり、権利でもある）
- ② 「しつけのつもり…」は言い訳（子どもの立場で判断）
- ③ ひとりで抱え込まない（できることから即実行）
- ④ 親の立場より子どもの立場（子どもの命が最優先）
- ⑤ 虐待はあなたの周りでも起こりうる（特別なことではない）